

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年 4 月 1 日

【会社名】 株式会社シンシア

【英訳名】 Sincere Co., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役執行役員社長 中村 研

【本店の所在の場所】 東京都文京区本郷 1 丁目28番34号

【電話番号】 03-5615-9059

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員管理部長 荒井 慎一

【最寄りの連絡場所】 東京都文京区本郷 1 丁目28番34号

【電話番号】 03-5615-9059

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員管理部長 荒井 慎一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社は、2022年3月30日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2022年3月30日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金5円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 今後の事業展開および事業内容の多様化に対応するため事業目的を追加するものであります。
2. 監査役会設置会社から監査等委員会設置会社への移行に伴い、必要な変更を行うものであります。
3. 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため次のとおり定款を変更するものであります。

変更案第14条（電子提供措置等）を新設するものであります。

現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除するものであります。

上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

4. 機動的な資本政策および配当政策の遂行を可能とするため、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう必要な変更を行うものであります。
5. 上記の変更に伴い条数の変更、字句の修正、明確化のための文言の調整等の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

中村研氏、荒井慎一氏を取締役に選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

中本義人氏、加瀬豊氏、不破鉄二氏を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

今井良明氏を補欠の監査等委員である取締役に選任するものであります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額100,000千円以内とするものであります。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額50,000千円以内とするものであります。

第8号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を含む。）に対する譲渡制限付株式に係る報酬制度導入の件

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を含む。）を対象に当社の企業価値の持続的な向上を図り株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としてインセンティブを与えるとともに、監査等委員である取締役を対象に当社の企業価値の毀損の防止及び信用維持へのインセンティブを与えることを目的として、一定の株式譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めがある譲渡制限付き株式を割り当てる報酬制度を導入するものであります。

第9号議案 会計監査人選任の件

会計監査人としてMoore至誠監査法人を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 (賛成割合)
第1号議案	52,055	44		(注) 1	可決 (99.92%)
第2号議案	51,634	465		(注) 2	可決 (99.11%)
第3号議案					
中村 研	51,977	122		(注) 3	可決 (99.77%)
荒井 慎一	52,005	94			可決 (99.82%)
第4号議案					
中本 義人	52,015	84		(注) 3	可決 (99.84%)
加瀬 豊	52,007	92			可決 (99.82%)
不破 鉄二	52,008	91			可決 (99.83%)
第5号議案	52,017	78		(注) 3	可決 (99.85%)
第6号議案	51,999	100		(注) 1	可決 (99.81%)
第7号議案	52,001	98		(注) 1	可決 (99.81%)
第8号議案	50,548	1,551		(注) 1	可決 (97.02%)
第9号議案	52,043	56		(注) 1	可決 (99.89%)

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由
該当事項はありません。